

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和4年6月10日(金)

午前10時01分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員(14名)

議長	阿久津 則 男 君	副議長	片岡 藏 之 君
	高橋 裕 子 君		猿田 正 純 君
	金長 秀 範 君		藤咲 芙美子 君
	綿引 静 男 君		三村 孝 信 君
	飯村 栄 君		関 誠一郎 君
	桜井 和 子 君		鯉 渊 秀 雄 君
	加藤木 直 君		小 坏 孝 君

欠席議員(なし)

遅刻議員(なし)

早退議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修
副 町	長	仲 田	不二雄
教 育	長	高 岡	秀 夫
まちづくり戦略課	長	小 林	克 成
総 務 課	長	増 井	栄 一
町 民 課	長	加 藤	孝 行
財 務 課	長	雨 宮	忠 芳
税 務 課	長	佐 藤	宰
健 康 保 険 課	長	飯 村	正 則
長 寿 応 援 課	長	稲 川	弘 美
福祉こども課	長	山 崎	栄 一
農 業 政 策 課	長	富 江	一 也

都 市 建 設 課 長	大 津 好 男
下 水 道 課 長	所 克 実
会 計 課 長 (会 計 管 理 者)	久 保 田 和 美
水 道 課 長 補 佐	鯉 渕 明 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 瀬 浩 文
教 育 委 員 会 事 務 局 長	廣 木 仁

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議案件
 - (1) 令和4年度第2回城里町議会定例会提案事項について
(別紙 議会臨時会議事日程)
- 5 閉 会

午前10時01分開会

開 会

○議長（阿久津則男君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（阿久津則男君） 本日の全員協議会は、来る6月14日に招集されます令和4年第2回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前にご協議をいただくものがあります。よろしく審議のほどをお願い申し上げます。

本日の出席状況についてを報告いたします。全員出席であります。

なお、水道課長園部 繁君が欠席のため、補佐の鯉淵明美君が出席しております。

町長挨拶

○議長（阿久津則男君） ここで町長よりご挨拶をいただきます。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和4年第2回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため、全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、公私ともご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日、全員協議会ではありますが、令和4年度一般会計補正予算（第1号）の議案1件、報告17件につきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

協議事項

○議長（阿久津則男君） これより会議に入ります。

会議次第に従い会議を進めてまいりますので、よろしく審議をお願いいたします。

執行部におきましては、自席で説明をお願いいたします。

なお、質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上でご質問してください。

それでは、議案第38号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） それでは、議案第38号 令和4年度城里町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,497万5,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ100億2,865万7,000円とするものです。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出補正予算であります。

歳入。

16款国庫支出金、1項国庫負担金であります。既定額に956万9,000円を追加するもので、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の増によるものです。

2項国庫補助金であります。既定額に3,902万8,000円を追加するもので、主なものは子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増、道路メンテナンス事業補助の減によるものです。

17款県支出金、2項県補助金であります。既定額に14万8,000円を追加するもので、主なものは宅内配水管工事費補助金、小学校口腔衛生推進事業費補助金の増によるものです。

19款寄附金、1項寄附金であります。既定額に2万9,000円を追加するもので、教育寄附金の増によるものです。

20款繰入金、2項基金繰入金であります。既定額から252万6,000円を減額するもので、ふるさと創生基金繰入金を減額するものです。

22款諸収入、5項雑入であります。既定額に292万7,000円を追加するもので、主なものは消防団員退職報償金の増によるものです。

23款町債、1項町債であります。既定額に580万円を追加するもので、主なものは公共施設等適正管理推進事業債の減、学校教育施設等整備事業債、合併特例債、過疎対策事業債の増によるものです。

続きまして、歳出であります。

3款民生費、1項社会福祉費であります。既定額に22万円を追加するもので、主なものは電算処理業務委託の増によるものです。

2項児童福祉費であります。既定額に803万3,000円を追加するもので、主なものは子育て世帯生活支援特別給付金の増によるものです。

4款衛生費、1項保健衛生費であります。既定額に4,362万8,000円を追加するもので、主なものはワクチン接種に係る人件費、委託料の増によるものです。

2項清掃費であります。既定額に10万4,000円を追加するもので、主なものは一般廃

棄物処理施設技術管理者講習会負担金の増によるものです。

4 項下水道費であります。既定額に 8 万 6,000 円を追加するもので、合併浄化槽設置補助の増によるものです。

7 款土木費、2 項道路橋梁費であります。既定額に 132 万円を追加するもので、主なものは報償金の道路草刈り等謝礼の増によるものです。

8 款消防費、1 項消防費であります。既定額に 292 万 7,000 円を追加するもので、消防団員退職報償金の増によるものです。

9 款教育費、2 項小学校費であります。既定額に 10 万 1,000 円を追加するもので、口腔衛生推進事業の薬品代の増によるものです。

4 項社会教育費であります。既定額から 197 万 6,000 円を減額するもので、主なものはふれあいの船代替事業の減によるものです。

5 項保健体育費であります。既定額に 53 万 2,000 円を追加するもので、体育施設改修工事の増によるものです。

4 ページをご覧ください。

第 2 表、地方債補正であります。

変更につきましては、堰山橋修繕工事の合併特例債事業債、花山体育館改修工事の過疎対策事業債、石塚小学校特別教室等改修工事の財源補正により変更するものです。

以上が議案第 38 号 令和 4 年度城里町一般会計補正予算（第 1 号）につきましての説明になりますが、詳細につきましては、5 ページから 15 ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと存じます。

ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） ここで議案第 38 号に対するご質問をお受けいたします。

8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 児童福祉費の補助金なんです。1 人当たり 5 万円の給付になっております。対象者 150 人ということなんですけれども、低所得者の子育て世帯ということで、これ周知はどのようにされるのか、交付方法はどのようにするのかお聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 福祉こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 質疑にお答えいたします。

低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯支援特別給付金の周知方法ですけれども、こちらにつきましては、町で行いますのは 2 人親世帯の子育て世帯ということで、対象者につきましては、令和 4 年 4 月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和 4 年度分の住民税が非課税者であるものということになってございますので、課税情報が判明した後、該当する方につきましては、こちらから確認書というものを対象者に送らせていただきまして、大体一、二週間の期間を設けて、拒否がなければそのまま児童手当または

特別児童扶養手当の支給口座のほうに振り込むという形で行いたいと思います。また、それ以外の方につきましては、予算が通れば7月分の広報誌または町のホームページ等々でお知らせして対象となる方に周知してまいりたいと思いますので、ご理解のほうよろしくをお願いします。以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） そういう交付方法はあると思うんですが、誰一人交付が漏れることのないよう対象者全員できるようにお願いしたいと思います。

これは1人当たり5万円ですよ。3人いれば15万。

○福祉こども課長（山崎栄一君） はい。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

あともう一点、子育て世帯の均等割、5割とはまた全然関係ないものなんですか、お聞きいたします。

関係ないことね。これはこれだけね。分かりました。大丈夫です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） それでは、続いて、定例会に上程されます報告について執行部より説明を求めます。

執行部は引き続き自席で説明をお願いいたします。また、質問は、時間の関係上、最後にまとめて行いますので、簡潔にお願いをいたします。長くなる場合は、直接担当課へお願いをいたします。

それでは、報告第38号の説明を求めます。

水道課長補佐鯉渕明美君。

○水道課長補佐（鯉渕明美君） 報告第38号 城里町水道事業水道料金漏水認定減免基準等の一部を改正する規程についてご説明申し上げます。

主な改正点は、「社会福祉法に掲げる第一種及び第二種、社会福祉事業に係る社会福祉施設における漏水については、漏水の認定の期間を漏水発見の月から起算して1年前までの分とすることができる」を削除するものです。

また、併せて適用期日を平成3年4月1日からとしたものを平成4年4月1日からに改正するものです。詳細につきましては……

〔「令和じゃない」と呼ぶ者あり〕

○水道課長補佐（鯉渕明美君） 失礼しました。

適用期日を令和3年4月1日からとしたものを令和4年4月1日からに改正するものです。

詳細につきましては、報告第38号説明資料新旧対照表をご覧ください。

以上、城里町水道事業水道料金漏水認定減免基準等の一部を改正する規程についてご報

告いたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第39号の説明を求めます。

下水道課長所 克実君。

○下水道課長（所 克実君） では、報告第39号 城里町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてご説明申し上げます。

国の要綱の改正に伴い、茨城県浄化槽設置事業費補助金交付要綱の見直しが行われたため、同様に町要綱の一部を改正するものです。

主な改正点は、合併浄化槽設置事業費補助額の見直し並びに宅内配管補助及び撤去費補助の対象範囲の拡大を行うものです。

なお、詳細につきましては、新旧対照表及び報告第39号全協資料をご覧ください。

以上、報告第39号につきましてご説明させていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第40号、報告第41号を一括して説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） それでは、まちづくり戦略課から報告第40号、41号についてご説明申し上げます。

いずれも城里町元気アップ振興券第5弾の事業に関するものでございまして、内容的には、4月の第1回議会定例会において、報告第24号、25号で報告したとおりでございますが、当初予算での事業を計画していたものですから、要綱中の交付対象者の基準日、振興券の使用期間等を予算の成立に併せまして1か月遅らせて要綱の公布を行ったことから、今回改めて報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、報告第40号実施事業の実施要綱になります。修正点につきましては、第3条第2項第1号中のここで令和4年6月1日が基準日となってございますけれども、前回お示ししたのが5月1日ということで、1か月延ばしてございます。

同様に、第5条第2項、ここにも期日が載ってございます。これにつきましても、7月1日からだったものを1か月延ばしまして、8月1日から9月末までを10月31日までということで、1か月ほど延ばさせていただいております。

次に、41号これにつきましては、補助金の交付要綱でございます。修正点につきましては、今申し上げましたとおり同じような内容でございますけれども、実施期間といたしまして第4条になります。第4条第1号中、これにつきましても実施期間を11月15日までとしていたものを12月の15日ということで、1か月延ばさせていただいております。

同様に、第15号になりまして、ここにも期日の期間がございます。先ほども申し上げましたように、換金期間につきましては8月1日から換金期間は券終了日の1か月後ということで、11月末までということで1か月延ばしてございます。

それと、11条に実績報告というものがございまして、最終的に商工会のほうでまとめて

町のほうに実績報告を上げてくる期日をやはり11月15日から1か月延ばさせていただきまして12月15日というような修正を行ったものでございます。

振興券の交付に関する現在の状況でございますが、既に商工会に事業実施に伴う補助金の交付決定を行いまして、現在は商工会において取扱店舗の募集をしたところでございます。振興券の発送につきましては、7月中旬から順次簡易書留での配送で行う予定となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第42号から報告第44号を一括して説明を求めます。教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 報告42号から44号まで説明させていただきます。

まず、報告42号でありますけれども、城里町地域学校協働本部設置要綱の制定について説明させていただきます。

平成27年度の中央教育審議会の答申で提言され、多くの幅広い層の地域住民や団体等の参画を得て地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が互いにパートナーとして連携、協働して行う様々な活動を実施するに当たり、組織的で安定的に活動が継続できるよう地域学校協働本部を設置するため、要綱を制定するものです。

続きまして、報告43号について説明させていただきます。

城里町地域学校協働活動推進員設置要綱の制定についてご説明させていただきます。

平成29年3月に、社会教育法が改正され、地域学校協働活動推進員が法律に位置づけられました。地域住民と学校との連携協力体制の整備や地域住民等と学校との情報共有や助言を行い、地域学校協働活動に関し、地域住民と学校との調整を行う推進員を設置するため、要綱の制定をするものです。

こちらにつきましては、報告資料としまして城里町地域学校協働活動本部、活動推進員の設置要綱に関しての国のほうのパンフレットを資料として提示しております。こちらのほうなんですけれども、学校運営協議会と地域協働本部と中心になって推進員が連携役となっただき、ボランティア人材や活動支援を行うように学校協働本部には地域住民や各団体に関わっただき、協働活動を支えていただくようなパンフレットを提示しております。こちらのほうは、文部科学省のほうで令和4年度までに設置するようという通達が示されております。

続きまして、報告第44号 令和4年度城里町ふれあいの船代替事業費補助金交付要綱の制定についてご説明させていただきます。

令和4年5月12日に行いました第1回ふれあいの船実行委員会において、体験学習先を北海道から群馬県に変更することと決定したことにより、ふれあいの船代替事業を実施するに当たり、補助金交付要綱を制定するものです。

ふれあいの船事業につきましては、新型コロナウイルス感染の影響により、令和2年度、3年度と中止となりました。今年度につきましても、実行委員会において協議し、会場や遠地での新型コロナウイルス感染症対応が困難であり、万が一感染者が出た場合の保護者の負担を考慮し、やむを得ず目的地を変更いたしました。

以上、3案件の報告を説明させていただきました。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第45号から報告第47号を一括して説明を求めます。財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） それでは、報告第45号をご覧ください。

報告第45号 令和3年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。2款総務費、1項総務管理費、例規整備支援事業から9款教育費、4項社会教育費、頓（徳）化原古墳出土青銅製絞具保存処理事業までの20事業を翌年度に繰越いたしました。繰越額の合計は4億969万1,000円でございます。

続きまして、46号でございます。

報告第46号 令和3年度城里町一般会計継続費繰越計算書についてであります。4款衛生費、2項清掃費、不燃性粗大ごみ処理施設及びストックヤード建設事業を翌年度に繰越いたしました。繰越額は1億1万9,000円でございます。

続きまして、47号でございます。

報告第47号 令和3年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。7款土木費、2項道路橋梁費、町道1477号線道路改良事業を支障物件の移転が遅れたことにより工事の進捗が遅延したため、事故繰越しをするものです。

以上、報告45号から47号についての説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第48号の説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） それでは、報告第48号 令和3年度国民健康保険特別会計の施設勘定繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

1款総務費、1項施設管理費、オンライン資格確認システム導入事業費翌年度繰越額127万3,000円、AED更新事業繰越額69万4,000円、合計196万7,000円で繰越事業費が確定いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第49号から報告第51号を一括して説明を求めます。

下水道課長所 克実君。

○下水道課長（所 克実君） それでは、報告第49号 令和3年度城里町公共下水道事業

特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

1 款 1 項下水道事業費の 1 行目、施設維持補修事業は、滞留管布設替え工事管路及び路面維持補修を行うもので、繰越いたしました。2 行目、流域地区下水道整備事業は、石塚地内及び増井地内の管渠埋設工事実施設計委託補償費等を行うもので、年度内完了が見込まれないため繰越いたしました。3 行目、那珂久慈流域下水道事業建設負担金は、県の那珂久慈流域下水道事業費の確定遅延により繰越いたしました。

以上、報告第49号につきましてご説明させていただきました。

続きまして、報告第50号 令和3年度城里町公共下水道事業特別会計事故繰越し計算書についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

1 款 1 項下水道事業費の施設維持補修事業は、かつら水処理センター汚泥脱水機補修工事を行うもので、工事部材等の納品に不測の日数を要するため、事故繰越しいたしました。

以上、報告第50号につきましてご説明させていただきました。

続いて、報告第51号 令和3年度城里町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

1 款 1 項農業集落排水事業費の管路維持補修事業は、北方地区の管路維持補修のため、実施設計及び工事を行うもので繰越いたしました。

施設維持補修事業は、マンホールポンプの機器交換及び通報装置のLTE切替えを行うもので繰越いたしました。

以上、報告第49号から51号につきましてご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第52号の説明を求めます。

水道課長補佐 鯉渕明美君。

○水道課長補佐（鯉渕明美君） それでは、報告第52号 令和3年度城里町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良繰越額、1 款資本的支出、1 項建設改良費、南団地整備に伴う配水管布設事業2,926万7,000円を翌年度へ繰越いたしました。道路改良工事に併せた配水管更新工事でございます。

以上、令和3年度城里町水道事業会計予算繰越計算書についてご報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第53号の説明を求めます。

財務課長 雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 報告第53号をご覧願います。

報告第53号 城里町公共施設等総合管理計画（改定版）についてであります。総務省より公共施設等総合管理計画の策定に当たっての新たな指針が出されたため改定したものです。

主な改定内容は、基本的な考え方にユニバーサルデザイン化の推進方針を加えることとともに、策定から5年を経過しているため、令和2年度を基準として公共施設等の総量を比較、再度分析し、今後の計画を推進していくための取組を改定したものでございます。

以上、報告53号について説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第54号の説明については省略いたします。

これより報告に対するご質問をお受けいたします。

質問は、初めに報告番号を言ってから簡潔にお願いをいたします。なお、質問は3回までとし、それ以降は直接担当課へお願いいたします。

それでは、質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 全部というかほとんど結構各項によって質問が結構あるんですけども、一つ一つ言っていってもいいですか。

○議長（阿久津則男君） 簡潔にお願いいたしますね。

○8番（藤咲芙美子君） 41号なんですけれども、元気アップ振興、これ継続しているものだと思うんですけども、第3条、町長が必要かつ適当と認めた経費、それからその（7）にその他町長が認めるもの、それから第3条の2項（4）としてその他町長が認めるものということで、商工会の事業について丁寧に3つの項目に当たって、町長が必要かつ適当と認めるものを経費というようなことで、経費についてはかなり町長の認めるものというものが入っているんです。その後、これについて、何でこんなに商工会の事業についてだけ町長が必要と認めるものというようなことが入っているのか。事業者については一切その言葉が出てこないものですから、ちょっとどういうことなのかなと思ってお聞きしたいんですけども、町長が必要かつ適当と認めた経費というのは、なぜこんなに3項目にわたって入っているのか、何か理由があるのか、そのところをちょっと説明をしていただきたいんですけども。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議員のご質問にお答えをさせていただきます。

要綱の作り込み上の関係、漏れがあって事業が中止になってはまずいというようなことで、基本項目を上げて、そのほかに町長が何か必要なものがあれば認めるものというようなことで記載をしてございますが、特段この項目以外に商工会のほうからも事業計画書が来てございますけれども、そうした中ではお願いしてきている内容のものもございませんので、何か緊急事態等が発生した場合に対応するというような考えの中で、町長が特に認

めるものというようなことで要綱のほうを整備してございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

ただ、各事業所がいっぱいあるんですけれども、それについては特に町長が認めたものというようなことはなかったものですから、ちょっとどうして商工会だけがそのように町長が認めるものにしたのかどうかお聞きしたいと思ったものですから、ちょっと何か回答になっていなかったような気がするんです。もうちょっと詳しく説明をお願いしますか。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） いろいろな事情があると思うんです。例えば、期間中に震災とか地震とか水害等がありまして期間が延びて、換金の期間が延びるとか、そうした事情等も緊急的に起こるものがございますので、そうした中で商工会にお願いしている経費の中で十分対応できない部分については、やはり町長が認めるものというようなことで対応していくほかないのかなというふうに考えてございます。

そういうことで、通常では特段、今までも問題なく来ておりましたが、そういう突発的なものができた場合に対応するというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これ、商工会のほうである程度金額は決まっているんだと思うんですけれども、金額をある程度決めておいておいて、それに前後するとかというふうなことでやっておいたほうがいいのかと思うんですけれども、これは様々な理由をつけて跳ね上がる可能性もなきにしもあらずとそう感じました。そういうふうなことのないようお願いをしていただければと思っています。

第1弾から第4弾までの経過というのは、そういう何か事故とか事件とか何かそういうようなことはありませんでしたか。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 第4弾までは、当初事業計画書のとおり何事もなく実施をしてまいりました。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 42号なんですけれども、学校協力設置要綱、これは結構ボランティアのほうがかなり重点的に働くような形にちょっと見えたんですけれども、運営委員会等ボランティアの中で構成されるということのようです。報償金もあるということではあるんですけれども、これは学校長が任命するんでしょうか。そういうふうなことで20人以内ということなんですけれども、実際的に、具体的に直接関わっていく人たちに

どういう形で進めていくのか、具体的な内容が決められているのであれば、ちょっとこれからなのかどうか分からないんですけれども、どういう形で直接関わっていくのか、ちょっと具体的な方法として、ちょっとお答えいただければと思います。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 質疑のほうにお答えいたします。

先ほどの資料のほうをご覧くださいと思います。

2ページになります。地域学校協働本部の構成員としまして、地域の住民、保護者、PTA、スポーツ団体とか様々な方にご協力をいただいて、活動的には放課後子供教室とか今まで行っています三世代交流とかを行っていくような形で考えております。こちらのほうにつきましては、このような形で実施していきたいということで、今模索しているような状況です。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 模索中ということなんですけれども、指針どおりに進んでいければ、本当にこの町はよくなっていくのかなというようなことを感じています。

43号について、次、お聞きしてよろしいでしょうか。

地域学校の協働活動の推進なんですけれども、協働活動、これは子供たちは地域とともに育つという、指導者は子供たちに豊かな学びを支え、関わっていくということで、そういうふうなことは分かりましたけれども、これについてももう少し具体的に何か簡単にすっと入るような、こういうことを目指していますというようなことがちょっと分かればいかなと思うんですけれども、これについてお答えいただければと思います。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 質疑にお答えいたします。

協働活動推進員の要綱についてなんですけれども、こちらの推進員が今まで教頭さんが行ってきたような役割をするような形で考えております。今までも地域活動としまして、先ほども述べたように、三世代交流とかを行うときに学校の教頭さんが地域の住民と学校とのやり取りを行っていたと思われまますけれども、そちらのほうをこちらのほうの推進員が代わりに取りまとめるような形で考えております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

ただ、これは非常にこれから問題が関わっていくことなんではないかなと思うんですけれども、ちょっとこれとは違うかもしれませんけれども、ヤングケアラーの子供たちというのが多分この町にもいるんじゃないかと思うんですが、そういう子供たちは学校では把握していますでしょうか。そういう子供たちに対して、この協働活動とかというのはどう

いう形に関わっていくのかなと思うんですが、そういう子供たちに対してはどうなんでしょう。そこら辺のところはちょっと具体的に分かれればと思うんですが。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ヤングケアラーの問題に対しては一般質問のほうも絡むんですけれども、部分的に。

○8番（藤咲芙美子君） あるんですか。

○町長（上遠野 修君） 一般質問でも受けます。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 大丈夫ですか。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 何か答えがためらわれているようなんですが、ヤングケアラーについて一般質問入っている方いらっしゃるんですか。

○町長（上遠野 修君） 飯村さんが質問しています。

○8番（藤咲芙美子君） そうでしたか。じゃ、いいです。

じゃ、協働活動について具体的に何かあれば。具体的にどういう形で進めていきたいのかというようなことだけをちょっと教えていただければと思います。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 引き続きお答えいたします。

今考えていますのは、石塚小学校ですと敷地内で田んぼを作っているんですけれども、そちらのほうの実施とか、あと桂小学校ですとわーほいとか行っているんですけれども、そちらのような活動をほかの小学校とかにも普及させていきたいと考えております。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 終わります。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） ちょっと聞きたいんですけれども、47号、48号。47号の場合、事故繰越しという感じで明許繰越しになっているみたいなんですけれども、48号も明許繰越しという形で、どういうことなのか、ちょっと詳しく説明してください。事故繰越しとはどういうことなんですか。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） ご質問にお答えいたします。

報告第47号の一般会計事故繰越し計算書についてでございますが、こちらは一昨年度、明許繰越しにより事業を繰越ししていたところなんですけど、1477号線は南団地の中の路線になるんですけれども、こちらのほうで、当初、用地交渉のほうの遅延がございまして、その後確定したんですが、事業については継続で実施しておりました。その中で、昨年度においてなんですけど、相手方のほうの支障物件の移動の進みがちょっと遅かった部分もありまして、今回、工事のほうも昨年度契約して実施しております。その中で、工事の

ほうも支障物件の移設も伴わない、あと、資材のほうも今のコロナの物流の関係で、政策の関係で少し遅れた部分もございまして、事故繰越しとして現在工事をしております。この箇所については、今、7月いっぱいをもって完成するよう事業を進めているところでございます。

○議長（阿久津則男君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 質疑に回答させていただきます。

48号でございしますが、こちら施設勘定、病院のオンライン資格確認システム、こちらはパソコンでございまして。下もAED事業、AEDの装置でございまして、こちらはどちらも半導体装置でございまして、昨今の半導体不足により、年明けに発注をかけたところなんです、3月まで、年度末までに納品が遅れてしまうというようなことがございまして、それで繰越しという形を取らせていただきました。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 47号についてちょっと、48号は要するに、半導体、これ入替えでしょう。こういう事業がなぜ明許繰越しになるのかなというのが残念で、あとは南団地の道路の関係のそれが明許繰越しという、47号については。そういう形で、うちの町は今、今年度、令和4年度も10億近い借金をして予算組みをしているわけですよ。私からいえば、予算組みをするのに10億円の借金をして予算を組んでいる。簡単に明許繰越しをやっているようだけれども、きちんと地主の同意をもらって、やはり計画の中でゴーサインを出して予算組みをして、きちんと今までの建設課でいくと、毎年明許繰越しが多くて、本当に予算を取る前にきちんと計画をして、地主さんと仮契約でもして、それで予算組みを取って、きちんと総額を決めてやっていただきたい。そういうのをきちんと持って、簡単に明許繰越しをして、借金をしながら予算組みをしている町なのに、そういう多年度方式でやっている事業が3年も2年もかかって事業をやっているようだったら、幾らお金があっても足りないと思う。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 答弁は。答弁いいんですか。

○14番（小坪 孝君） 答弁できるんなら答えて。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 町といたしましても、必要な箇所の事業としていろんな町道改良、あと排水舗装等を行っているところでありますが、今のご指摘をちょっと町としてもいろいろ考えながら事業を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（阿久津則男君） ほかにございせんか。

7番猿田正純君。

○7番（猿田正純君） 52番の予算繰越し、これは水道課さんでしたっけ。予算繰越し計算

書で、これは南団地の道路の繰越しということで、今、小坪議員からもちょっと出ましたけれども、ここは道路拡張工事で多分延びたために、水道と多分下水道も入れるところでしたっけ。これを繰り越しているわけですよ。ただ、遅れてこんなに同時期にできるようなときに、なぜ上物を舗装まできちっとやって、道路工事が終わりました、そうしたら、じゃ、今度さらに下の下物の下水道とか水道管を道路をまた削って入れるというようなことになってしまうんじゃないかと思うんですけれども、この辺の計画性はどういう計画性を持ってやっているのか、今の小坪議員と同じですけれども、これについてもちょっとお伺いをしたいんですが。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ご質問にお答えいたします。

今のメインが都市建設課事業といたしまして考えますと、道路改良によって路床の掘削深さ等により支障物件が当たる場合もございます。予算編成時において、ある程度上下水道課とともに担当と協議しながら移設、もしくはあるかないかという確認はしておりますが、今回出ている南団地については、道路改良のほうが事故繰越しとなっております。というのは、都市建設課事業としてやる時点では、まだ横の水道事業については中の本線の入替えというのは当時なかったんですが、水道については一昨年度からかな、老朽管の更新事業というのが町でも始まっておるので、道路の新設改良の際には今の老朽管更新事業をある程度実施していこうという話になりまして、1年遅れてですが、水道事業のほうも管路の更新が入っています。というのは、通常、道路工事等をすると、掘り返し制限というのが入ってきますので、一度道路をきれいにすると、その後、他の事業が3年、もしくは5年程度実施できないというのもあります。

なお、同時に事業を進めていくことによって経費の削減とかというのでもできますので、今後については、今少し関連事業課とよく相談しながら、今後は実施していきたいと思っておりますので、その辺はよろしく願いいたします。

○7番（猿田正純君） 終わります。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○7番（猿田正純君） はい。

計画性を持ってやっていただければ。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 以上で、報告を終了いたします。

本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る6月14日火曜日午前10時をもって令和4年第2回城里町議会定例会が招集されますので、午前9時50分までに議員控室にお集まりいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

午前10時59分閉会